

# 坂出市移住促進・空き家改修補助金

市内にある空き家の利活用を図り、本市への移住を促進するため、空き家バンク登録物件の改修工事に対し、補助金を交付するものです。

## 1. 補助対象になる空き家と補助対象者

空き家バンク（かがわ住まいネット）に掲載されていた空き家：空き家の購入者または賃借人

※売買契約・賃借契約を締結した日から1年未満で、補助金の交付を受けてから5年以上、補助対象となる空き家に居住できること

※3親等以内の親族またはこれと同等と認められる方から購入・賃借する空き家ではないこと

\*なお、マンションや集合住宅は除きます。

## 2. 補助対象となる工事

改修工事：坂出市内に事業所を置く事業者が実施する工事（詳細は裏面）

別荘や倉庫、車庫等は居住部分ではないので対象外となります。

## 3. 補助金額

○補助対象事業費の2分の1で、上限額は下表のとおり

申請者の区分	空き家の所在地	上限額
移住者または移住予定者	居住誘導区域内	200万円
	居住誘導区域外	150万円
上記以外の方	居住誘導区域内	150万円
	居住誘導区域外	100万円

※移住者：継続して3年以上市外に在住した後、補助金の交付申請日から起算して過去3年以内に坂出市の住民基本台帳に登録された方

※移住予定者：継続して3年以上市外に在住しており、補助金の交付申請日においては移住者でないものの、実績報告書提出日において、世帯全員が補助対象物件の所在地により住民基本台帳に登録されている方

## 4. 注意事項

○既に工事に着手または完了している場合は、補助の対象になりません。

必ず事前に補助金の交付申請を行い、交付決定通知が届いてから工事に着手してください。

○空き家改修の補助は同一物件について1回限りです。

○申請年度の **1 月末日まで** に実績報告を行う必要があります。事業者とよく打ち合わせを行い、実績報告書を提出してください。

\*補助金については、坂出市ホームページもご覧ください。

→<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/seisaku/akiyakaisyuu.html>

## 5. 補助対象となる工事

木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁材の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ交換、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替え（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替え）等
内装工事	床、天井、壁等のクロス貼り替え等
外装工事	外壁の改修、貼り替え、塗り替え、コーキング等
塗装工事	屋根の塗り替え、外部鉄部塗り替え等
左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修等
給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス、ベランダの設置、改修等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事

ただし、次に掲げる内容の工事等は補助対象外となります。

- ① 住宅構造の改修工事を伴わない機器、備品等の購入及び設置工事（壁掛け式エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品または照明器具、カーテン、家具セット、物置）
- ② 外構、車庫、倉庫、カーポート、庭、門扉、塀または地盤に関する工事等
- ③ 庭木の剪定および除草等
- ④ その他市長が不相当と認めた工事等

※国・県・市の他の補助制度により補助金を受ける場合は、その補助金の対象経費を補助対象事業費から控除します。

## 6. 申請の流れ

①補助金交付申請の提出

審査

②交付決定通知書の受理

③改修工事に着手

④工事完了

⑤実績報告の提出

審査

⑥交付確定通知の受理

⑦補助金交付請求

⑧補助金の受領

### ★申請時に申請書と併せて必要な書類

- (1) 申請者世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者世帯全員の市税完納証明書
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 申請者が転入前に市外で3年以上在住していたことを証明する書類（申請者が移住者または移住予定者の場合）
- (5) 補助対象物件の売買契約書または賃貸借契約書の写し
- (6) 承諾書（様式第3号）（賃借人が申請する場合）
- (7) 補助対象物件の付近見取図
- (8) 補助対象事業の予定箇所の位置および補助対象事業の内容の詳細がわかる書類の写し
- (9) 補助対象事業の予定箇所の現況写真
- (10) 補助対象事業費が確認できる書類（内訳を含む。）
- (11) 補助対象物件の建築年月日が確認できる書類
- (12) 建築基準法の適合状況調査結果報告書（様式第4号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### ★実績報告時に報告書と併せて必要な書類

- (1) 補助対象事業費の請求書の写し（内訳を含む。）
- (2) 補助対象事業費を支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) 補助対象事業を実施した箇所の位置がわかる書類の写し
- (4) 補助対象事業完了後の当該箇所の写真
- (5) 耐震性が確保されていることを確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類